navigation

国東半島宇佐地域世界農業遺産

「提案型地域活動支援事業」をご活用ください！

問国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会 ☎097-506-3525

世界農業遺産に関連する地域の自主的な取組に対し支援します。地域活力創出につながるアイデアをお寄せください。

【助成対象事業例】
世界農業遺産ウォーキングコースの開発、観光周遊コースの開発、特産品を使った商品開発、農業体験プログラムの開発など
※いずれも平成28年3月31日までに事業が完了することが条件です。

【対象者】
認定地域内に活動拠点を置く企業、団体（地方公共団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体は除く）

【助成金額】
1事業に対し100万円までの定額（営利目的の場合の助成率は50％以下）
※助成額は30万円以上。同一事業に対し他の助成金を受けている場合は申請できません。

【募集期間】 8月10日（月）まで　※17時必着

【助成決定時期】 9月（予定）

【応募先】
農林課　ブランド・世界農業遺産推進係
電話：0978-62-1809　　FAX：0978-66-1033

【応募用紙】
各市町村窓口のほか、ホームページでも入手可能
http://www.kunisaki-usa-giahs.com/

navigation

高齢者交流サロン家屋改修助成事業

問福祉推進課 高齢者福祉係　☎0977-75-2405

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目的として、市内の空き家または空き店舗（おおむね6か月以上継続して使用されていない）を高齢者交流サロンとして改修する場合に、改修費用の一部が助成されます。

【補助金の額】
補助対象工事費の2分の1以内（上限30万円）

【補助対象者】
空き家または空き店舗の所有者（高齢者交流サロンとして貸し出すことが前提）で、次の要件を満たす方
①補助を受けようとする改修工事等について、他の制度による補助または助成を受けていないこと
②市税を滞納していないこと

【補助対象工事】
高齢者交流サロンとして安全かつ快適に利用するために必要な工事で、事業費が10万円以上のもの。
ただし、市内の施工業者を利用して実施すること。
①間取りの変更を行う工事
②台所または便所を改修する工事
③手すりおよびスロープの設置工事
④段差解消工事

【着工および完了時期】
交付決定通知書到着後より着工
完了は平成28年3月15日まで
※予算がなくなり次第受付を終了します。

わが町消費
プレミアム商品券
販売総数 43,000冊

7月12日（日） 販売開始
1冊1万円［1,000円券×12枚＝1万2000円分］**で20%お得！**

【販売時間】 9時～16時（売切れしだい販売終了）
【使用期間】 7月12日（日）～平成28年1月11日（月）
【購入限度】 1世帯20冊まで
（杵築市在住か杵築市内で働いている方）
＊売切れの際はご容赦ください
【使用店舗】
「お買い物券セール」か「わが町消費プレミアム商品券」の幟のあるお店で使用できます。
（詳しくはチラシを配布します）
【販売所】
杵築地域：〔7月12日〕杵築市健康福祉センター屋根付き広場、〔13日以降〕杵築市商工会
山香地域：商工会山香支所
大田地域：おおたストアー

10年後のあなたへ、手紙を届けます

受付期間　7月21日（火）～ 11月30日（月）

皆さんが書いた手紙を市役所がお預かりして、10年後の2025年に新杵築市誕生20周年にあわせて発送します。10年後のあなた自身はもちろん、家族や大切な人、杵築市役所へ手紙を書いてみませんか？
個人での申し込みと、10年後に同窓会などで集まって開封するグループでの申し込みがあります。

個人でのお申し込み

【準備するもの】
①「きつき みらいレター」申込書
②手紙一式（手紙、あて名を書いた封筒、現在必要な額の切手）
※手紙は封をしてください。発送時に郵送料金の不足が生じた場合は、不足分を市が負担します。

【申込書の配布・受付場所】
政策推進課（本庁舎2階）、山香中央公民館、大田中央公民館、きつき生涯学習館、各地区公民館
※申込書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

【申込方法】
郵送または受付場所でお預かりします。郵送の場合は、①②を次の宛先へまとめて送ってください。
〒873-0001　杵築市大字杵築377番地1
杵築市役所 政策推進課（みらいレター係）

グループでのお申し込み

あらかじめ発送（お渡しする方法）についてご相談させていただきますので、政策推進課へお問い合わせください。

注意事項

【お預かりできないものの例】
・ハガキ　・宛先が海外のもの
・封筒の大きさが「厚さ1cm、長さ14～23.5cm、幅9～12cm」を超えるもの
・貴重品、現金や金券の入ったもの、重さが50gを超えるものなど
※注意事項や発送に関することは申込書に詳しく記載していますので、手紙を書く前にご確認ください。

【問い合わせ】
政策推進課（新杵築市誕生10周年記念事業実行委員会事務局）　☎0978-62-1804

「杵築市自治基本条例」って？ vol.3

（目的）
第1条 この条例は、杵築市のまちづくりの基本的事項を定めるとともに、市民の権利と責務及び議会と行政の役割と責務を明らかにし、市民、行政及び議会が協働することによって、市民による住民自治の充実を図ることを目的とします。

解説 自治基本条例を制定する目的を「市民による住民自治の充実を図ること」と明記しています。
住民自治とは、地域の住民が自分たちに関することを自らの責任において処理することです。まちづくりとは、全ての地域住民が幸せに暮らせるように環境を整えていくことだと考えます。住民自治は、住民参加によるまちづくりを進めるための基本となるものです。住民自治の充実を図るために、市民の権利と責務、行政と議会の役割と責務を明らかにし、市民と行政、議会が協働することと、杵築市のまちづくりの基本的事項をこの条例で定めることとしております。
権利：市民には、一人ひとりが尊重されながら快適な環境で安全に安心して生活する権利や市政情報について知る権利があります。
責務：市民は、自治の担い手であることを自覚し、自ら可能な範囲でまちづくりに参加することを努力義務としています。また、市政に参画する場合は、自らの発言や行動に責任を持つと同時に、他者の発言や行動を尊重しなければなりません。

（条例の位置づけ）
第2条 この条例は、杵築市の最高規範であり、市民、行政及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。
2 他の例規の制定又は改廃並びに施行された例規の解釈及び運用にあたっては、この条例を尊重しなければなりません。

解説 自治基本条例は、住民自治の基本理念や行政運営の基本原則を定める杵築市の最高規範であり、市民と行政、議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重すると定めています。
そのため、条例、規則等を制定や改正、廃止する場合、また、施行された条例、規則等の解釈や運用にあたっては、この条例を尊重しなければなりません。